

株 主 各 位

名古屋市熱田区神野町二丁目18番地
アイホン株式会社
代表取締役社長 市 川 周 作

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 平成25年6月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 名古屋市熱田区神野町二丁目18番地
当社本社2号館1階会議室 |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 1. 第55期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛
策）の一部変更及び継続の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が  
生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.aiphone.co.jp>）  
に掲載させていただきます。

当日当社では、地球温暖化防止に向けた省エネルギーへの取り組みとして、株  
主総会を、当社役員及び係員がノーネクタイのクールビズスタイルにて開催させ  
ていただく予定です。何卒、趣旨をご理解いただきご了承くださいますようお願い  
申し上げます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、震災復興需要等に支えられ緩やかな回復の兆しはあったものの、世界経済の減速等のリスクを抱えるなど総じて低調に推移いたしました。しかしながら、年度の後半からは輸出環境の改善や経済政策等の効果を背景に持ち直しの動きが見られました。

当社グループを取り巻く環境につきましては、雇用情勢や所得環境等は依然として厳しいものの、日本国内の新設住宅着工戸数におきましては、政府の住宅取得支援策等の効果もあり増加傾向となりました。

このような状況の中で、当社グループはお客様のニーズに応えるべく、新商品の開発と積極的な営業活動を展開して業績の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高368億8千4百万円（前連結会計年度比8.1%増）、営業利益24億1百万円（同48.0%増）、経常利益23億6千6百万円（同29.4%増）、当期純利益13億9千7百万円（同135.2%増）と増収増益となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。前連結会計年度比の金額等につきましては、前連結会計年度を当連結会計年度において用いた報告セグメントの区分に組み替えて算出しております。

(i) 日本（アイホン株式会社）

国内の住宅市場につきましては、新設住宅着工戸数の増加や新商品の市場投入等により、集合住宅向けシステムの販売が増加いたしました。また、既設マンションのリニューアルでは積極的な営業活動により各管理会社との関係強化を図るとともに、アフターサービス情報との連携を進め管理会社及び管理組合への徹底した提案活動を行ったことにより、売上は大幅に増加いたしました。

ケア市場につきましては、サービス付高齢者向け住宅の登録制度に伴う補助金等の事業が推進された結果、高齢者住宅への納入が増加いたしました。また、リニューアルでは病院でのハンディナース設備や院内のネットワーク整備のニーズに伴うナースコールの設備更新が進みました。しかしながら、新築では医療施設の耐震化や介護基盤の緊急整備等に関わる事業がほぼ終息し、病院や高齢者施設における売上が減少したことにより、ケア市場全体の売上は微増にとどまりました。

これらの結果、売上高は345億9千7百万円（前連結会計年度比8.2%増）、営業利益は23億1千万円（同56.5%増）となりました。

(ii) 米国（アイホンコーポレーション）

米国につきましては、I Pネットワーク対応インターホンシステムの積極的な提案活動及び重点工事店への営業活動の強化等により、販売が順調に推移いたしました。また、学校等でのセキュリティニーズの急速な高まりにより、テレビドアホンを中心としたドアエントリースシステムの売上も増加したことなどにより、売上高は現地通貨ベースでは過去最高の売上となりました。

これらの結果、売上高は37億2千3百万円（前連結会計年度比21.5%増）、営業利益は2億9千4百万円（同260.6%増）となりました。

(iii) 欧州（アイホンヨーロッパ、アイホン S. A. S.）

欧州につきましては、景気後退が長期化する中、他社との競争激化等の影響により戸建住宅向けのテレビドアホンの販売が減少いたしました。

また、集合住宅向けシステムの販売におきましては主要国であるフランスでの住宅着工戸数の減少はありましたが、積極的な営業活動により売上は増加いたしました。その結果、売上高は現地通貨ベースでは過去最高の売上となりました。

これらの結果、売上高は25億9千万円（前連結会計年度比1.0%増）、営業利益は5千2百万円（同13.7%減）となりました。

(iv) タイ（アイホンコミュニケーションズ（タイランド））

タイにつきましては、生産高が増加し、売上高は67億4千1百万円（前連結会計年度比8.9%増）となりましたが、労務費の増加等により営業利益は2千2百万円（同85.9%減）となりました。

(v) ベトナム（アイホンコミュニケーションズ（ベトナム））

ベトナムにつきましては、新たな生産拠点として平成23年11月から稼働を開始し、生産高が徐々に増加した結果、売上高は2億3千9百万円となりました。しかしながら、創業赤字期間中であり営業損失は1億6千7百万円となりました。

(vi) その他（その他海外子会社2社）

シンガポールにつきましては、新築市場での集合住宅向けシステムの物件受注を積極的に行うとともに、リニューアル市場での提案活動を行ったことにより、売上は順調に推移いたしました。また、香港におきましては、日本への売上が増加いたしました。

これらの結果、その他の地域につきましては、売上高は8億2千2百万円（前連結会計年度比70.8%増）、営業利益は2千6百万円（同2,546.4%増）となりました。

市場別の販売状況（連結）は次のとおりであります。

|                 | 売上高（百万円） | 構成比（％） |
|-----------------|----------|--------|
| 住 宅 市 場 合 計     | 21,181   | 57.4   |
| （ 戸 建 住 宅 市 場 ） | 5,870    | 15.9   |
| （ 集 合 住 宅 市 場 ） | 15,310   | 41.5   |
| ケ ア 市 場         | 5,652    | 15.3   |
| 海 外 市 場         | 7,528    | 20.4   |
| そ の 他 市 場       | 2,522    | 6.9    |
| 合 計             | 36,884   | 100.0  |

② 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は6億6千5百万円で、主として日本及びタイ並びにベトナムでの生産に伴う金型や日本における生産設備の更新等への投資であります。

設備投資の所要資金は全額自己資金で充当しております。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

| 期 別<br>区 分             | 第 52 期<br>(平成21年 4 月～<br>平成22年 3 月) | 第 53 期<br>(平成22年 4 月～<br>平成23年 3 月) | 第 54 期<br>(平成23年 4 月～<br>平成24年 3 月) | 第 55 期<br>(平成24年 4 月～<br>平成25年 3 月) |
|------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高                  | 30,691                              | 31,261                              | 34,123                              | 36,884                              |
| 経 常 利 益                | 720                                 | 603                                 | 1,829                               | 2,366                               |
| 当 期 純 利 益              | 562                                 | 146                                 | 594                                 | 1,397                               |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 | 29円26銭                              | 7 円68銭                              | 31円46銭                              | 74円38銭                              |
| 総 資 産                  | 45,416                              | 45,152                              | 45,623                              | 48,766                              |
| 純 資 産                  | 39,921                              | 38,583                              | 38,450                              | 40,568                              |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額   | 2,030円68銭                           | 1,996円80銭                           | 1,998円34銭                           | 2,113円55銭                           |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

| 期 別<br>区 分             | 第 52 期<br>(平成21年 4 月～<br>平成22年 3 月) | 第 53 期<br>(平成22年 4 月～<br>平成23年 3 月) | 第 54 期<br>(平成23年 4 月～<br>平成24年 3 月) | 第 55 期<br>(平成24年 4 月～<br>平成25年 3 月) |
|------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高                  | 28,100                              | 29,085                              | 31,967                              | 34,597                              |
| 経 常 利 益                | 321                                 | 560                                 | 1,574                               | 2,798                               |
| 当 期 純 利 益              | 115                                 | 182                                 | 475                                 | 1,999                               |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 | 5 円99銭                              | 9 円54銭                              | 25円15銭                              | 106円38銭                             |
| 総 資 産                  | 39,962                              | 40,023                              | 40,893                              | 43,450                              |
| 純 資 産                  | 35,029                              | 34,227                              | 34,162                              | 35,986                              |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額   | 1,822円76銭                           | 1,810円01銭                           | 1,814円98銭                           | 1,922円18銭                           |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                     | 所 在 地             | 資 本 金                     | 議 決 権 比 | 主 要 な 事 業 内 容                   |
|---------------------------|-------------------|---------------------------|---------|---------------------------------|
| アイホンコーポレーション              | 米国<br>ワシントン州ベルビュー | 82,500<br>米ドル             | 59.0%   | 当社の電気通信機器製品の北米における販売            |
| アイホン S. A. S.             | フランス<br>リッセ       | 7,526,450<br>ユーロ<br>(注) 1 | 100.0%  | 当社の電気通信機器製品の欧州における販売            |
| アイホン P T E .              | シンガポール            | 1,300,000<br>シンガポールドル     | 100.0%  | 当社の電気通信機器製品のシンガポール及びマレーシアにおける販売 |
| アイホンコミュニケーションズ<br>(タイランド) | タイ<br>チョンブリ県      | 350,000,000<br>タイバーツ      | 100.0%  | 当社の電気通信機器製品の生産                  |
| 愛峰香港有限公司                  | 中国<br>香港九龍九龍湾宏開道  | 5,000,000<br>香港ドル         | 100.0%  | 当社の電気通信機器製品の委託生産                |
| アイホンコミュニケーションズ<br>(ベトナム)  | ベトナム<br>ビンズン省     | 10,580,000<br>米ドル         | 100.0%  | 当社の電気通信機器製品の生産                  |

(注) 1. 増資計画に基づき平成24年11月に4,801,450ユーロの増資をしております。

2. 当社グループ全体の経営効率の向上を目的として、解散手続きを進めておりましたアイホンヨーロッパにつきましては、平成25年3月に清算終了しております。

### (4) 企業集団が対処すべき課題

当社を取り巻く環境といたしまして、住宅市場につきましては新築では消費税率引き上げ前による住宅着工戸数の増加が期待されますが、長期的には増税後の住宅着工戸数の減少が懸念されます。そのため新築住宅市場の縮小に備え、これまで取り組んでまいりました既設物件に対する営業活動をより一層強化し、リニューアル売上の更なる拡大を図ってまいります。

また、ケア市場におきましては、新築病院の大幅な増加は期待できない中、高齢者住宅向け商品の拡充や、既設病院でのハンディーナース設備の老朽化や院内のネットワーク整備を目的としたナースコール設備の更新需要に対しまして、アライアンスも含めた積極的な提案活動を行ってまいります。

さらに、国内に偏った売上構成を見直すべく、近年積極的に取り組んでまいりました海外市場につきましては、市場ニーズに対応した新商品の販売が順調に推移しておりますが、今後更なる売上の拡大を図り、海外売上比率を30%とすべく新たな販売拠点の拡充や販路の開拓、また物件受注体制の構築などの取り組みを進めてまいります。

また、新たな市場創造のためネットワーク対応事業の拡大を目的とし、社内の基盤づくりを進めるとともに、ＩＰシステムの市場浸透を積極的に行ってまいります。これまでの「専用線の通信」から世界へ繋がる「インターネット回線によるＩＰ通信」により、将来に向けた市場を創ってまいります。

なお、生産におきましても国内外の生産体制の見直しを行い、競争力のあるものづくりに努めてまいります。

年度方針である「経営資源の活用により、新たな取り組みをグループ全体で推進し、目標を達成する。」の下、売上及び生産のグローバル化と進展するネットワーク化への対応を図ってまいります。中期経営方針で掲げる利益体質の強化を図るため、選択と集中を進め、積極的な投資を行うことにより、更なる飛躍を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成25年 3 月31日現在）

- ① 通信機器、音響機器、電子応用機器並びに各種電気機器の製造、据付工事、請負、修理、売買及び輸出入
- ② 情報通信、情報処理及び情報提供のサービス並びにインターネットの接続仲介業
- ③ コンピューターシステム機器及びソフトウェアの設計、開発並びに販売
- ④ 前各号に附帯する一切の業務

上記の主な製品品目は、一般インターホン機器、セキュリティインターホン機器、テレビインターホン機器、ケアインターホン機器、情報通信機器であります。

(6) 主要な事業所及び工場（平成25年 3 月31日現在）

① 当社

本 社 名古屋市熱田区神野町二丁目18番地  
支 店

| 名 称   | 所 在 地   | 名 称    | 所 在 地  |
|-------|---------|--------|--------|
| 札幌支店  | 札幌市東区   | 名古屋支店  | 名古屋市中区 |
| 東北支店  | 仙台市宮城野区 | 大阪支店   | 大阪市中央区 |
| 北関東支店 | さいたま市北区 | 中・四国支店 | 広島市西区  |
| 東京支店  | 東京都文京区  | 九州支店   | 福岡市博多区 |
| 横浜支店  | 横浜市戸塚区  |        |        |

## 営 業 所

| 名 称         | 所 在 地   | 名 称         | 所 在 地    |
|-------------|---------|-------------|----------|
| 盛 岡 営 業 所   | 岩手県盛岡市  | 千 葉 営 業 所   | 千葉市花見川区  |
| 郡 山 営 業 所   | 福島県郡山市  | 金 沢 営 業 所   | 石川県金沢市   |
| つ く ば 営 業 所 | 茨城県つくば市 | 静 岡 営 業 所   | 静岡市葵区    |
| 宇 都 宮 営 業 所 | 栃木県宇都宮市 | 京 都 営 業 所   | 京都市伏見区   |
| 群 馬 営 業 所   | 群馬県高崎市  | 神 戸 営 業 所   | 神戸市兵庫区   |
| 新 潟 営 業 所   | 新潟市中央区  | 岡 山 営 業 所   | 岡山市北区    |
| 長 野 営 業 所   | 長野県長野市  | 高 松 営 業 所   | 香川県高松市   |
| 東 京 東 営 業 所 | 東京都足立区  | 北 九 州 営 業 所 | 北九州市小倉南区 |
| 東 京 南 営 業 所 | 東京都世田谷区 | 鹿 児 島 営 業 所 | 鹿児島県鹿児島市 |
| 多 摩 営 業 所   | 東京都立川市  |             |          |

## 工 場

| 名 称     | 所 在 地  |
|---------|--------|
| 豊 田 工 場 | 愛知県豊田市 |

## ② 重要な子会社

重要な子会社につきましては「(3)重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載した所在地のとおりであります。

(7) 使用人の状況（平成25年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 1,563名  | 50名減        |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。  
2. 上記以外の臨時の使用人数は141名（期中平均）であります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 909名    | 9名増         | 39.0歳   | 15.3年       |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。  
2. 上記以外の出向者数は26名であります。  
3. 上記以外の臨時の使用人数は141名（期中平均）であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、中国における営業の拠点づくりを推進するため、平成25年4月1日付で上海に販売子会社である愛峰（上海）貿易有限公司を設立いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成25年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 80,000,000株  
②発行済株式の総数 20,674,128株  
③株主数 2,855名  
④大株主（上位10名）

| 株主名           | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|---------------|---------|---------|
| イチカワ株式会社      | 2,250   | 12.01   |
| いちごトラスト       | 2,208   | 11.79   |
| アイホン従業員持株会    | 821     | 4.38    |
| 株式会社みずほ銀行     | 726     | 3.87    |
| 日本生命保険相互会社    | 613     | 3.27    |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 607     | 3.24    |
| 市川周作          | 543     | 2.90    |
| 第一生命保険株式会社    | 480     | 2.56    |
| みずほ証券株式会社     | 466     | 2.48    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 404     | 2.16    |

（注）当社は自己株式1,952千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成25年3月31日現在）

| 地 位    | 氏 名  | 担 当                            |
|--------|------|--------------------------------|
| ※取締役社長 | 市川周作 |                                |
| 取締役    | 寺尾浩典 | 営業本部長、商品企画室担当                  |
| 取締役    | 平児敦夫 | 技術本部長、生産本部担当、品質保証部担当、コールセンター担当 |
| 取締役    | 和田健  | 管理本部長兼総務部長                     |
| 取締役    | 岡田修  | 市場開発部長                         |
| 常勤監査役  | 梶田良貴 |                                |
| 監査役    | 坂浦正輝 |                                |
| 監査役    | 立岡亘  |                                |
| 監査役    | 石田喜樹 |                                |

(注) 1. ※印は、代表取締役であります。

2. 監査役坂浦正輝氏及び監査役立岡 亘氏並びに監査役石田喜樹氏は、社外監査役であります。

3. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

- ・取締役社長市川周作氏は、アイホンコーポレーションの取締役、アイホン S. A. S. の取締役、アイホン P T E. の取締役、アイホンコミュニケーションズ（タイランド）の取締役、愛峰香港有限公司の取締役、アイホンコミュニケーションズ（ベトナム）の取締役会長を兼務しております。なお、取締役を兼務しておりましたアイホンヨーロッパにつきましては、解散手続きを進め平成25年3月に清算終了したことにより、取締役の任を解かれております。
- ・取締役平児敦夫氏は、アイホンコミュニケーションズ（タイランド）の取締役、愛峰香港有限公司の取締役、アイホンコミュニケーションズ（ベトナム）の監査役を兼務しております。
- ・監査役坂浦正輝氏は、公認会計士、公認会計士坂浦正輝事務所の代表を兼務しております。なお、トランコム株式会社の社外監査役を兼務しておりましたが、平成24年6月21日をもって退任しております。
- ・監査役立岡 亘氏は、弁護士、弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所の代表社員、医療法人衆済会の常務理事、医療法人清慈会の理事を兼務しております。
- ・監査役石田喜樹氏は、弁理士、石田国際特許事務所の代表、株式会社イシックスの代表取締役社長、テクノサーチ株式会社の社外取締役、豊証券株式会社の社外監査役を兼務しております。

4. 監査役坂浦正輝氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役社長市川周作氏は、平成25年4月1日付で、愛峰（上海）貿易有限公司の取締役を兼務しております。
6. 取締役寺尾浩典氏は、平成25年4月1日付で、愛峰（上海）貿易有限公司の監査役を兼務しております。
7. 取締役岡田 修氏は、平成25年4月30日をもって辞任しております。
8. 取締役寺尾浩典氏は、平成25年5月1日付で、市場開発部長を兼務しております。
9. 当社は監査役坂浦正輝氏及び監査役立岡 亘氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員    | 報 酬 等 の 額        |
|--------------------|------------|------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(一名) | 126百万円           |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名) | 22百万円<br>(8百万円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9名<br>(3名) | 149百万円<br>(8百万円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の第39回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分を含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の第39回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

## ③ 社外役員に関する事項

### 監査役 坂浦正輝

- (i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

公認会計士坂浦正輝事務所の代表である公認会計士であります。当社は公認会計士坂浦正輝事務所との間には特別な関係はありません。

トランコム株式会社の社外監査役を兼務しておりましたが、平成24年6月21日をもって退任しております。当社はトランコム株式会社との間に物流業務の委託契約があります。

- (ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係  
該当事項はありません。

- (iii) 当事業年度における主な活動状況

取締役会に10回中10回、監査役会に10回中10回出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会においては社

外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

#### 監査役 立岡 亘

- (i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所の代表社員である弁護士であります。当社は弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所との間に顧問契約があります。

医療法人衆済会の常務理事及び医療法人清慈会の理事を兼務しております。当社は医療法人衆済会及び医療法人清慈会との間には特別な関係はありません。

- (ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係  
該当事項はありません。

- (iii) 当事業年度における主な活動状況

取締役会に10回中9回、監査役会に10回中9回出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会においては社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

監査役 石田喜樹

- (i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

石田国際特許事務所の代表であり弁理士であります。当社は石田国際特許事務所との間に国内外の知的財産に関する委託業務の取引があります。

株式会社イシックス代表取締役社長であります。当社は株式会社イシックスとの間に海外の知的財産に関する委託業務の取引があります。

テクノサーチ株式会社の社外取締役及び豊証証券株式会社の社外監査役を兼務しております。当社はテクノサーチ株式会社及び豊証証券株式会社との間には特別な関係はありません。

- (ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係  
該当事項はありません。

- (iii) 当事業年度における主な活動状況

取締役会に10回中10回、監査役会に10回中10回出席し、弁理士としての経験に加え、自ら会社経営も行っており高度な見識と広汎な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会においては社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 29百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、国際財務報告基準（I F R S）に係る助言及び指導についての対価を支払っております。

#### ④ 解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的事項とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」といいます。）を整備することを取締役会で決議しております。

### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 経営理念に基づいた「アイホン行動規範」並びに「コンプライアンス規程」「行動規準に関する規程」を取締役・使用人（以下、「役職員」という。）が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。
- (ii) 前項の徹底を図るため、リスク管理委員会を中心に役職員への啓蒙や教育、社内体制の不具合の検証・整備を行う。
- (iii) 監査室は各部門・部署のコンプライアンスの状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役様に報告するとともに、コンプライアンスに関する問題点等があった場合にはリスク管理委員会においても報告する。
- (iv) 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う体制を整え、運営する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書の保管及び秘密に関する規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保存する。

取締役及び監査役は必要がある場合は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、全社的なリスクあるいは各部門・部署において発生が予想される特有なリスクを検出、把握し、当該リスクに対する予防、発生時の対応についてのマニュアル等を作成、整備するとともに、リスク管理委員会においてその有効性等について協議を行い、必要に応じて取締役会に報告を行う。

取締役会は当該報告の是非の検討、追加措置等の有無等を判断し、指示命令を与え逐次監視する。

また、重大なる緊急事態が発生した場合は、職制上のルート等を通じ、リスク管理担当責任者に報告されるとともに、必要に応じ社長をはじめ取締役へ報告され、速やかで適切なる対応をとることとしている。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
次に定める事項を用いて、取締役の職務の執行の効率性を確保する。
- ・取締役会における中期経営計画の策定。中期経営計画に基づく年度計画の策定・展開
  - ・取締役・監査役を構成員とする経営会議等の会議体の設置
  - ・職務権限・意思決定基準等に係る規程の策定
  - ・経営会議及び取締役会による年度計画の進捗状況の確認
- ⑤ 当社及び企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社の取締役、各グループ会社の社長は各部門、各社の業務執行の適正を確保する体制の確立と運用の権限と責任を有する。
- (ii) 当社に関係会社管理室を設置し、各グループ会社との内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、監査室及び関係会社管理室所属の使用人に対し監査業務に必要な事項について協力を要請することができるものとし、監査役より監査業務に必要な要請を受けた使用人は、その要請に関しては取締役、監査室長等の指揮命令を受けないこととする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (i) 取締役は常勤監査役を通じて、監査役会において次に定める事項を報告することとする。
- ・経営会議で決議された事項
  - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ・内部監査、リスク管理において重要な事項

- ・ 重大な法令・定款違反
  - ・ 内部通報に関する事項
  - ・ その他、コンプライアンスに関連し重要な事項
- (ii) 使用人は前項に関連する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができることとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役からの取締役または使用人への個別ヒアリングの機会の確保、独自に専門家を雇用する機会の確保、独自に調査する機会の確保を保障することとする。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるおそれのある反社会的勢力及び団体に対しては、警察、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携を取りつつ、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定（以下、「方針決定」といいます。）を支配する者の在り方については、原則として、株主の皆様が当社株式を自由な判断に基づいて取引された結果として決定されるものであると考えております。そして、当社は、上場企業として、多様な投資家の皆様に株主となっていただくことにより、様々なご意見が方針決定に反映されることが望ましいと考えております。

もともと、昨今のわが国の資本市場においては、取締役会等会社経営陣の事前の承認を得ることなく大量に株式を買付けようとする事例が存在することも否定できません。その中には、ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、関係者に十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、企業価値及び株主共同の利益にとって望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社企業価値及び株主共同の利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者とな

る機会を与えることは、株主の皆様の様々なご意見を方針決定に反映させようとするにあたって望ましくないものと考えております。

以上をもって、基本方針といたします。

## ② 基本方針に関する取り組み

### (i) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、以下のような取り組みが、ひいては当社企業価値及び株主共同の利益を向上させ、多様な投資家の皆様からの当社への投資につながり、結果的に、基本方針の実現に資すると考えており、かかる考えのもとでこれら取り組みを実施しております。

- ・当社は、平成22年4月から3カ年に及ぶ第4次中期経営計画を策定するにあたり、「輝け アイホン」を掲げ、その目指すべき方向として「近年低下している収益性を改善するとともに、高いシェアを誇る企業集団にし、株主の皆様や社員など全てのステークホルダーにとって、魅力あるブランドカンパニーとする」ことを念頭に中期経営計画の達成に向けた取り組みを推進してまいりました。
- ・当社は、日本国内においては、電材商社、家電商社、通信工事業者等を直接の販売先としておりますが、さらに直接の販売先ではないハウスメーカー、デベロッパー、設計事務所などに対しても、全国に営業担当者を配置してきめ細かい提案活動を行い、これにより、インターホンの普及及びその市場の拡大に努めております。
- ・当社が取り扱う通信機器は、お客様の様々なニーズに対応するため、専門性を活かし、標準品だけでも約1,500種類を取り揃え、標準品では対応できないお客様に対してはオーダーメイドによる受注生産品をお届けしております。
- ・当社は世界約70カ国に製品を輸出しており、特に、重点市場であるアメリカ及びヨーロッパ並びにシンガポールにおいては、現地の販売子会社を通じて積極的な販売活動を行っております。
- ・生産現場においては、タイ、中国、ベトナムを含めグループ一体となって、生産性の向上とコストダウンに努めております。
- ・製品のアフターサービスについても、アフターサービスはメーカーが果たすべき責任であるという考えのもと、アイホンテクノショッ

ブと称するサービス代行店を国内に約120店配置し、お客様のご不便を最小限にとどめるよう努めております。

- ・当社は、電機メーカー、住宅設備メーカー、情報サービス会社などとの共同開発にも積極的に取り組んでおります。こうした共同開発において、当社が様々な企業からアライアンスの打診を頂けるのも、当社が特定の資本系列に属していないことが、その一因であると考えております。インターホン機器は、かかるアライアンスを通じて情報通信機器としての機能をも備え、このことが製品サービスと地位の向上につながっております。

- (ii) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

取締役会は、基本方針に照らし不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株式の大規模な買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は平成19年6月28日開催の第49回定時株主総会において当社株券等の大規模買付け行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入することを承認いただきました。

- ③ 当社の取り組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

- (i) ②(i)の取り組みについて

②(i)で記載した取り組みは、いずれも、究極的にはステークホルダー全体の利益を実現することを目的とした施策であり、当社企業価値の向上及び株主共同の利益の確保を図るためのものであります。したがって、多様な投資家の皆様に株主となっただき、そのご意見を方針決定に反映させるという当社の基本方針に沿うものであります。

また、これらの取り組みは、当社の会社役員の地位の維持につながるものではありません。

- (ii) ②(ii)の取り組みについて

本対応方針は、定時株主総会にお諮りし、株主の皆様の承認を条件として効力を発生するものですが、本対応方針の内容については、以下のような点から、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を害

するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ・当社が導入いたしました本対応方針の内容は、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供及び大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することを求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様の適切な判断を可能とするものであります。したがって、株主共同の利益を害するものではなく、基本方針に沿う内容となっております。
- ・本対応方針の内容は、対抗措置が発動される場合を、大規模買付者が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合や、当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定するものです。このように、対抗措置の発動は当社企業価値及び株主共同の利益に適うか否かという観点から決定することとしておりますので、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的としないものとしております。
- ・本対応方針の内容として、独立性の高い社外者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。このように、対抗措置を発動できる場合か否かの判断について、取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備える内容としており、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないといえます。

なお、本対応方針は株主意思の尊重の考えに基づき、3年ごとにその期間更新または廃止について定時株主総会の承認議案を上程することを予定しており、平成22年6月29日開催の第52回定時株主総会においては本対応方針を一部変更の上で、継続することを承認いただきました。このように本対応方針の継続について株主の皆様の意思が反映されるよう努めており、株主共同の利益を害することのないよう、また、当社の会社役員の地位維持につながることをのめないよう努めております。

(注) 本対応方針は、平成25年6月27日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了いたします。当社は、平成25年5月8日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本対応方針を一部変更の上、継続することを決議しております。

# 連結貸借対照表

(平成25年 3月31日現在)

(単位 百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部              |               |
|--------------------|---------------|----------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目                  | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>33,890</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>6,202</b>  |
| 現 金 及 び 預 金        | 12,163        | 買 掛 金                | 1,456         |
| 受取手形及び売掛金          | 9,492         | リ ー ス 債 務            | 29            |
| 有 価 証 券            | 3,535         | 未 払 法 人 税 等          | 695           |
| 製 品                | 3,530         | 製 品 保 証 引 当 金        | 315           |
| 仕 掛 品              | 1,695         | そ の 他                | 3,705         |
| 原 材 料              | 2,451         | <b>固 定 負 債</b>       | <b>1,995</b>  |
| 繰 延 税 金 資 産        | 907           | リ ー ス 債 務            | 85            |
| そ の 他              | 204           | 繰 延 税 金 負 債          | 0             |
| 貸 倒 引 当 金          | △89           | 再評価に係る繰延税金負債         | 137           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>14,875</b> | 退 職 給 付 引 当 金        | 558           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>4,550</b>  | 資 産 除 去 債 務          | 18            |
| 建 物 及 び 構 築 物      | 1,627         | そ の 他                | 1,195         |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具  | 279           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>8,198</b>  |
| 工 具 器 具 備 品        | 536           | <b>純 資 産 の 部</b>     |               |
| 土 地                | 1,980         | <b>株 主 資 本</b>       | <b>39,146</b> |
| リ ー ス 資 産          | 108           | 資 本 金                | 5,388         |
| 建 設 仮 勘 定          | 16            | 資 本 剰 余 金            | 5,383         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>0</b>      | 利 益 剰 余 金            | 31,531        |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>10,325</b> | 自 己 株 式              | △3,157        |
| 投 資 有 価 証 券        | 7,543         | その他の包括利益累計額          | 423           |
| 繰 延 税 金 資 産        | 564           | その他有価証券評価差額金         | 848           |
| そ の 他              | 2,258         | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益        | 2             |
| 貸 倒 引 当 金          | △39           | 土 地 再 評 価 差 額 金      | △461          |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>48,766</b> | 為 替 換 算 調 整 勘 定      | 33            |
|                    |               | <b>少 数 株 主 持 分</b>   | <b>998</b>    |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>40,568</b> |
|                    |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>48,766</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成24年4月1日から)  
(平成25年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目            | 金     | 額      |
|----------------|-------|--------|
| 売上高            |       | 36,884 |
| 売上原価           |       | 20,872 |
| 売上総利益          |       | 16,012 |
| 販売費及び一般管理費     |       | 13,610 |
| 営業利益           |       | 2,401  |
| 営業外収益          |       | 343    |
| 受取利息           | 48    |        |
| 受取配当金          | 88    |        |
| 寮・社宅家賃収入       | 35    |        |
| 受託開発収入         | 5     |        |
| その他の           | 165   |        |
| 営業外費用          |       | 379    |
| 支払利息           | 5     |        |
| 売上割引           | 202   |        |
| 為替差損           | 96    |        |
| 受託開発費          | 23    |        |
| その他の           | 51    |        |
| 経常利益           |       | 2,366  |
| 特別利益           |       | 9      |
| 固定資産売却益        | 5     |        |
| 投資有価証券売却益      | 0     |        |
| 補助金収入          | 3     |        |
| 特別損失           |       | 129    |
| 固定資産売却損        | 3     |        |
| 固定資産除却損        | 5     |        |
| 投資有価証券売却損      | 24    |        |
| 会員権評価損         | 0     |        |
| 減損損失           | 38    |        |
| 退職給付制度終了損      | 57    |        |
| 税金等調整前当期純利益    |       | 2,247  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 1,024 |        |
| 法人税等調整額        | △226  | 797    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |       | 1,449  |
| 少数株主利益         |       | 51     |
| 当期純利益          |       | 1,397  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から)  
(平成25年3月31日まで)

(単位 百万円)

|                           | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|---------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高               | 5,388   | 5,383 | 32,717 | △3,013  | 40,475 |
| 連結会計年度中の変動額               |         |       |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当               |         |       | △470   |         | △470   |
| 当 期 純 利 益                 |         |       | 1,397  |         | 1,397  |
| 自 己 株 式 の 取 得             |         |       |        | △143    | △143   |
| 土地再評価差額金の取崩               |         |       | △1,871 |         | △1,871 |
| 連結子会社決算期変更による増減額          |         |       | △241   |         | △241   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |       |        |         |        |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —       | —     | △1,186 | △143    | △1,329 |
| 当連結会計年度末残高                | 5,388   | 5,383 | 31,531 | △3,157  | 39,146 |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |         |          |          |                           | 少数株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------------|-----------------------|---------|----------|----------|---------------------------|--------|--------|
|                           | その他有価証券評価差額金          | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |        |        |
| 当連結会計年度期首残高               | 411                   | —       | △2,332   | △940     | △2,862                    | 836    | 38,450 |
| 連結会計年度中の変動額               |                       |         |          |          |                           |        |        |
| 剰 余 金 の 配 当               |                       |         |          |          |                           |        | △470   |
| 当 期 純 利 益                 |                       |         |          |          |                           |        | 1,397  |
| 自 己 株 式 の 取 得             |                       |         |          |          |                           |        | △143   |
| 土地再評価差額金の取崩               |                       |         |          |          |                           |        | △1,871 |
| 連結子会社決算期変更による増減額          |                       |         |          |          |                           |        | △241   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 437                   | 2       | 1,871    | 974      | 3,285                     | 162    | 3,447  |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 437                   | 2       | 1,871    | 974      | 3,285                     | 162    | 2,118  |
| 当連結会計年度末残高                | 848                   | 2       | △461     | 33       | 423                       | 998    | 40,568 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社（7社）

アイホンコーポレーション、アイホンヨーロッパ、アイホンPTE.、アイホンS. A. S.、アイホンコミュニケーションズ（タイランド）、愛峰香港有限公司、アイホンコミュニケーションズ（ベトナム）

非連結子会社

アイホンコミュニケーションズ株式会社

上記非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（アイホンコミュニケーションズ株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度より、連結子会社3社（アイホンコミュニケーションズ（タイランド）、愛峰香港有限公司、アイホンコミュニケーションズ（ベトナム））の決算日を12月31日より3月31日に変更しております。決算期変更に伴う当該子会社の平成24年1月1日から平成24年3月31日までの3カ月の損益は、利益剰余金の増減としております。

これにより、連結子会社のうち、アイホンPTE.、アイホンコミュニケーションズ（タイランド）、愛峰香港有限公司、アイホンコミュニケーションズ（ベトナム）の決算日は連結決算日と一致しております。

それ以外の連結子会社3社の決算日はすべて12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの …… 移動平均法に基づく原価法

なお、債券のうち「取得価額」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

(ロ) デリバティブ …… 時価法

(ハ) たな卸資産

製品・仕掛品・原材料

…………… 主として先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

補助材料 …… 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）については当社では定率法、連結子会社では主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

工具器具備品 2～20年

リース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

当社は、金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 製品保証引当金

当社は、製品の無償修理費用に備えるため、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

(ハ) 退職給付引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ……… 通貨オプション

ヘッジ対象 ……… 外貨建予定取引（輸入債務、輸出債権）

(ハ) ヘッジ方針

主に当社の内規である「外貨建リスクヘッジに関する指針」に基づき、為替相場動向等を勘案のうえ、外貨建輸入債務及び外貨建輸出債権に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引については、取引条件の予測可能性及び実行可能性に基づき、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更等

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,161百万円

(2) 受取手形裏書譲渡高 779百万円

### (3) 土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法 …………… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

② 再評価を行った年月日 …………… 平成14年3月31日

③ 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
…………… △326百万円

なお、再評価後の帳簿価額のうち146百万円は、投資その他の資産の「その他」に含まれております。

### (4) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形 143百万円

#### 4. 連結損益計算書に関する注記

##### 減損損失

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 用 途     | 場 所   | 種 類 | 減 損 損 失 |
|---------|-------|-----|---------|
| 遊 休 資 産 | 東 京 都 | 建 物 | 12百万円   |
|         |       | 土 地 | 20百万円   |
| 遊 休 資 産 | 愛 知 県 | 建 物 | 3百万円    |
|         |       | 土 地 | 2百万円    |

当社は、事業用資産については、相互補完的な関係を考慮し全社で1グループとし、賃貸不動産（投資不動産）については物件ごとにグルーピングし、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングしております。

上記の資産については、時価の著しい下落及び固定資産の使用状況を鑑み、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（38百万円）として特別損失に計上しております。

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 発行済株式 |              |              |              |             |
| 普通株式  | 20,674,128株  | —            | —            | 20,674,128株 |
| 合 計   | 20,674,128株  | —            | —            | 20,674,128株 |
| 自己株式  |              |              |              |             |
| 普通株式  | 1,851,751株   | 100,464株     | —            | 1,952,215株  |
| 合 計   | 1,851,751株   | 100,464株     | —            | 1,952,215株  |

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、取締役会決議に基づく取得による100,000株及び単元未満株式の買取りによる464株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決 議                       | 株式の種類   | 配 当 金 額<br>の 総 額 | 1株当たり<br>配 当 額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------------------------|---------|------------------|----------------|------------|------------|
| 平成24年6月28日<br>定 時 株 主 総 会 | 普 通 株 式 | 282百万円           | 15円            | 平成24年3月31日 | 平成24年6月29日 |
| 平成24年11月1日<br>取 締 役 会     | 普 通 株 式 | 188百万円           | 10円            | 平成24年9月30日 | 平成24年12月4日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当金の効力発生日が当連結会計年度後となるもの

平成25年6月27日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

| 株式の種類   | 配 当 金 の 総 額 | 配当の原資 | 1株当たり<br>配 当 額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------|-------------|-------|----------------|------------|------------|
| 普 通 株 式 | 336百万円      | 利益剰余金 | 18円            | 平成25年3月31日 | 平成25年6月28日 |

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等及び安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については自己資本の充実を図り無借金経営を行う方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、当社グループの社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を每期把握する体制としております。

投資有価証券の株式は業務上の関係を有する企業の株式であり、これらに係る市場価格の変動リスクに関しては、定期的に把握された時価が経営会議等に報告されております。また、債券に係るデフォルトリスクを回避するため格付けを考慮して分散を図るとともに、金利変動リスクを回避するため5年を超える長期の投資は行わず、ラダー型運用による利率の平準化を行っております。

デリバティブは、外貨建取引の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位 百万円）

| 区 分                       | 連結貸借対照表計上額 | 時 価    | 差 額 |
|---------------------------|------------|--------|-----|
| ① 現金及び預金                  | 12,163     | 12,163 | —   |
| ② 受取手形及び売掛金               | 9,492      | 9,492  | —   |
| ③ 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券 | 10,153     | 10,153 | —   |
| 資産計                       | 31,808     | 31,808 | —   |
| ① 買掛金                     | 1,456      | 1,456  | —   |
| ② 未払法人税等                  | 695        | 695    | —   |
| 負債計                       | 2,151      | 2,151  | —   |
| デリバティブ取引                  | 3          | 3      | —   |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

①買掛金、②未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価額に基づいて算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位 百万円)

| 区 分   | 連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 |
|-------|---------------------|
| 非上場株式 | 925                 |

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,113円55銭

(2) 1株当たり当期純利益 74円38銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成25年 3月31日現在)

(単位 百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                 |               |
|------------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                     | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>27,144</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>5,509</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 8,568         | 買 掛 金                   | 1,295         |
| 受 取 手 形                | 2,428         | リ ー ス 債 務               | 29            |
| 売 掛 金                  | 6,407         | 未 払 金                   | 1,557         |
| 有 価 証 券                | 3,535         | 未 払 費 用                 | 1,490         |
| 製 品                    | 2,530         | 未 払 法 人 税 等             | 613           |
| 仕 掛 品                  | 608           | 未 払 消 費 税 等             | 32            |
| 原 材 料                  | 2,130         | 前 受 り 金                 | 88            |
| 前 払 費 用                | 72            | 預 り 金                   | 40            |
| 繰 延 税 金 資 産            | 640           | 製 品 保 証 引 当 金           | 315           |
| そ の 他                  | 257           | そ の 他                   | 44            |
| 貸 倒 引 当 金              | △34           | <b>固 定 負 債</b>          | <b>1,954</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>16,306</b> | リ ー ス 債 務               | 85            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>3,401</b>  | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 137           |
| 建 物                    | 1,077         | 退 職 給 付 引 当 金           | 518           |
| 構 築 物                  | 12            | 資 産 除 去 債 務             | 18            |
| 機 械 及 び 装 置            | 164           | 預 り 保 証 金               | 1,055         |
| 車 両 運 搬 具              | 15            | そ の 他                   | 139           |
| 工 具 器 具 備 品            | 189           | <b>負 債 合 計</b>          | <b>7,463</b>  |
| 土 地                    | 1,832         | <b>純 資 産 の 部</b>        |               |
| リ ー ス 資 産              | 108           | <b>株 主 資 本</b>          | <b>35,597</b> |
| 建 設 仮 勘 定              | 0             | 資 本 金                   | 5,388         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>0</b>      | 資 本 剰 余 金               | 5,383         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>12,905</b> | 資 本 準 備 金               | 5,383         |
| 投 資 有 価 証 券            | 6,816         | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>27,982</b> |
| 関 係 会 社 株 式            | 3,852         | 利 益 準 備 金               | 379           |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 38            | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 27,602        |
| 長 期 前 払 費 用            | 18            | 圧 縮 記 帳 準 備 金           | 12            |
| 繰 延 税 金 資 産            | 490           | 研 究 開 発 積 立 金           | 2,380         |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 325           | 配 当 積 立 金               | 1,190         |
| 長 期 預 金                | 800           | 別 途 積 立 金               | 12,500        |
| そ の 他                  | 603           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 11,519        |
| 貸 倒 引 当 金              | △39           | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△3,157</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>43,450</b> | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 389           |
|                        |               | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 848           |
|                        |               | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | 2             |
|                        |               | 土 地 再 評 価 差 額 金         | △461          |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>35,986</b> |
|                        |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>43,450</b> |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成24年 4月 1日から)  
(平成25年 3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目                     | 金    | 額      |
|-------------------------|------|--------|
| 売 上 高                   |      | 34,597 |
| 売 上 原 価                 |      | 20,486 |
| 売 上 総 利 益               |      | 14,110 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |      | 11,799 |
| 営 業 利 益                 |      | 2,310  |
| 営 業 外 収 益               |      | 764    |
| 受 取 利 息                 | 6    |        |
| 有 価 証 券 利 息             | 37   |        |
| 受 取 配 当 金               | 535  |        |
| 寮 ・ 社 宅 家 賃 収 入         | 35   |        |
| 受 取 ロ イ ヤ リ テ イ         | 100  |        |
| 受 託 開 発 収 入             | 5    |        |
| そ の 他                   | 44   |        |
| 営 業 外 費 用               |      | 276    |
| 支 払 利 息                 | 5    |        |
| 売 上 割 引                 | 201  |        |
| 為 替 差 損                 | 1    |        |
| 受 託 開 発 費 用             | 23   |        |
| そ の 他                   | 44   |        |
| 経 常 利 益                 |      | 2,798  |
| 特 別 利 益                 |      | 49     |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 6    |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 0    |        |
| 補 助 金 収 入               | 3    |        |
| 子 会 社 清 算 益             | 38   |        |
| 特 別 損 失                 |      | 70     |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 3    |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 3    |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損       | 24   |        |
| 会 員 権 評 価 損             | 0    |        |
| 減 損 損 失                 | 38   |        |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |      | 2,777  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 956  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △177 | 778    |
| 当 期 純 利 益               |      | 1,999  |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から)  
(平成25年3月31日まで)

(単位 百万円)

|                             | 株 主 資 本 |       |           |                 |             |       |        |             |              |        |             |  |  |
|-----------------------------|---------|-------|-----------|-----------------|-------------|-------|--------|-------------|--------------|--------|-------------|--|--|
|                             | 資本金     | 資本剰余金 | 利 益 剰 余 金 |                 |             |       |        |             |              | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 |  |  |
|                             |         | 資本準備金 | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 |             |       |        |             | 利益剰余金<br>合 計 |        |             |  |  |
|                             |         |       |           | 圧縮記帳<br>準備金     | 研究開発<br>積立金 | 配当積立金 | 別途積立金  | 繰越利益<br>剰余金 |              |        |             |  |  |
| 当 期 首 残 高                   | 5,388   | 5,383 | 379       | 11              | 2,280       | 1,140 | 12,200 | 12,314      | 28,325       | △3,013 | 36,083      |  |  |
| 当 期 変 動 額                   |         |       |           |                 |             |       |        |             |              |        |             |  |  |
| 研究開発積立金の積立                  |         |       |           |                 | 100         |       |        | △100        | —            |        | —           |  |  |
| 配当積立金の積立                    |         |       |           |                 |             | 50    |        | △50         | —            |        | —           |  |  |
| 別途積立金の積立                    |         |       |           |                 |             |       | 300    | △300        | —            |        | —           |  |  |
| 剰余金の配当                      |         |       |           |                 |             |       |        | △470        | △470         |        | △470        |  |  |
| 当期純利益                       |         |       |           |                 |             |       |        | 1,999       | 1,999        |        | 1,999       |  |  |
| 自己株式の取得                     |         |       |           |                 |             |       |        |             | —            | △143   | △143        |  |  |
| 圧縮記帳準備金の積立                  |         |       |           | 1               |             |       |        | △1          | —            |        | —           |  |  |
| 圧縮記帳準備金の取崩                  |         |       |           | △0              |             |       |        | 0           | —            |        | —           |  |  |
| 土地再評価<br>差額金の取崩             |         |       |           |                 |             |       |        | △1,871      | △1,871       |        | △1,871      |  |  |
| 株主資本以外の<br>項目の当期<br>変動額（純額） |         |       |           |                 |             |       |        |             |              |        |             |  |  |
| 当期変動額合計                     | —       | —     | —         | 1               | 100         | 50    | 300    | △794        | △343         | △143   | △486        |  |  |
| 当 期 末 残 高                   | 5,388   | 5,383 | 379       | 12              | 2,380       | 1,190 | 12,500 | 11,519      | 27,982       | △3,157 | 35,597      |  |  |

(単位 百万円)

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |               |                 |                        | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|----------------------------|---------------|-----------------|------------------------|-----------|
|                             | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等<br>合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                   | 411                        | —             | △2,332          | △1,921                 | 34,162    |
| 当 期 変 動 額                   |                            |               |                 |                        |           |
| 研究開発積立金の積立                  |                            |               |                 |                        | —         |
| 配当積立金の積立                    |                            |               |                 |                        | —         |
| 別途積立金の積立                    |                            |               |                 |                        | —         |
| 剰余金の配当                      |                            |               |                 |                        | △470      |
| 当 期 純 利 益                   |                            |               |                 |                        | 1,999     |
| 自己株式の取得                     |                            |               |                 |                        | △143      |
| 圧縮記帳準備金の積立                  |                            |               |                 |                        | —         |
| 圧縮記帳準備金の取崩                  |                            |               |                 |                        | —         |
| 土 地 再 評 価<br>差 額 金 の 取 崩    |                            |               |                 |                        | △1,871    |
| 株主資本以外の<br>項目の当期<br>変動額（純額） | 437                        | 2             | 1,871           | 2,311                  | 2,311     |
| 当 期 変 動 額 合 計               | 437                        | 2             | 1,871           | 2,311                  | 1,824     |
| 当 期 末 残 高                   | 848                        | 2             | △461            | 389                    | 35,986    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

- ・時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの …………… 移動平均法に基づく原価法

なお、債券のうち「取得価額」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

#### ② デリバティブ …………… 時価法

#### ③ たな卸資産

製品・仕掛品・原材料 …… 先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

補助材料 …………… 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

…………… 定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

工具器具備品 2～20年

#### ② 長期前払費用 …………… 均等額償却

- #### ③ リース資産 ……………
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 製品保証引当金

製品の無償修理費用に備えるため、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

### (4) ヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ……… 通貨オプション

ヘッジ対象 ……… 外貨建予定取引（輸入債務、輸出債権）

#### ③ ヘッジ方針

主に当社の内規である「外貨建リスクヘッジに関する指針」に基づき、為替相場動向等を勘案のうえ、外貨建輸入債務及び外貨建輸出債権に係る為替変動リスクをヘッジしております。

#### ④ ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引については、取引条件の予測可能性及び実行可能性に基づき、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

### (5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更等

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,321百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 893百万円

短期金銭債務 758百万円

(3) 取締役及び監査役に対する金銭債務

短期金銭債務 2百万円

(4) 受取手形裏書譲渡高 779百万円

(5) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法 …………… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

② 再評価を行った年月日 …………… 平成14年3月31日

③ 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
…………… △326百万円

なお、再評価後の帳簿価額のうち146百万円は、投資その他の資産の「その他」に含まれております。

(6) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形 143百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高 営業取引（売上高） 4,126百万円  
 営業取引（仕入高等） 8,015百万円  
 営業取引以外の取引 464百万円

(2) 研究開発費の総額 2,202百万円

(3) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 用 途     | 場 所   | 種 類 | 減 損 損 失 |
|---------|-------|-----|---------|
| 遊 休 資 産 | 東 京 都 | 建 物 | 12百万円   |
|         |       | 土 地 | 20百万円   |
| 遊 休 資 産 | 愛 知 県 | 建 物 | 3百万円    |
|         |       | 土 地 | 2百万円    |

当社は、事業用資産については、相互補完的な関係を考慮し全社で1グループとし、賃貸不動産（投資不動産）については物件ごとにグルーピングし、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングしております。

上記の資産については、時価の著しい下落及び固定資産の使用状況を鑑み、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（38百万円）として特別損失に計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首    | 増 加      | 減 少 | 当事業年度末     |
|-----------|------------|----------|-----|------------|
| 普 通 株 式   | 1,851,751株 | 100,464株 | 一株  | 1,952,215株 |

（注）当事業年度の増加は、取締役会決議に基づく取得による100,000株及び単元未満株式の買取りによる464株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

(単位 百万円)

|              |     |
|--------------|-----|
| 繰延税金資産       |     |
| 貸倒引当金        | 9   |
| たな卸資産評価損     | 5   |
| 未払賞与         | 373 |
| 未払費用         | 66  |
| 未払事業税        | 59  |
| 未払事業所税       | 9   |
| 製品保証引当金      | 119 |
| その他          | 8   |
| 繰延税金資産小計     | 651 |
| 評価性引当額       | △3  |
| 繰延税金資産合計     | 648 |
| 繰延税金負債       |     |
| 圧縮記帳準備金      | △1  |
| その他有価証券評価差額金 | △5  |
| 繰延ヘッジ損益      | △1  |
| 繰延税金負債合計     | △7  |
| 繰延税金資産の純額    | 640 |

(固定資産)

|              |       |
|--------------|-------|
| 繰延税金資産       |       |
| 退職給付引当金      | 183   |
| 未払役員退職金      | 49    |
| 貸倒引当金        | 8     |
| 減価償却費        | 767   |
| 投資有価証券評価損    | 143   |
| 会員権評価損       | 24    |
| その他          | 185   |
| 繰延税金資産小計     | 1,362 |
| 評価性引当額       | △417  |
| 繰延税金資産合計     | 944   |
| 繰延税金負債       |       |
| 圧縮記帳準備金      | △5    |
| その他有価証券評価差額金 | △414  |
| その他          | △34   |
| 繰延税金負債合計     | △454  |
| 繰延税金資産の純額    | 490   |

(固定負債)

|                 |      |
|-----------------|------|
| 再評価に係る繰延税金資産    | 251  |
| 評価性引当額          | △251 |
| 再評価に係る繰延税金負債    | △137 |
| 再評価に係る繰延税金負債の純額 | △137 |

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

コンピュータ等の事務用機器の一部についてはリース契約により使用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前に取得したリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）

(1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

当連結会計年度におけるリース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額はないため、記載を省略しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

当連結会計年度におけるリース物件の未経過リース料期末残高相当額はないため、記載を省略しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

|          |       |
|----------|-------|
| 支払リース料   | 13百万円 |
| 減価償却費相当額 | 13百万円 |

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 関連会社等

| 種 類 | 会社等の名称                    | 所 在 地            | 資 本 金<br>出 資 | 事業の内容<br>または職業 | 議決権の<br>所有(被所<br>有)割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容          | 取 引 金 額<br>(百 万 円) | 科 目        | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|---------------------------|------------------|--------------|----------------|-----------------------|---------------|----------------|--------------------|------------|---------------|
| 子会社 | アイホンコミュニケーションズ<br>(タイランド) | タイ<br>チョンブリ県     | 350<br>百万バーツ | 製 造 業          | 所有<br>直接<br>100.0%    | 当社製品<br>の生産   | 製品・半製<br>品の購入等 | 6,677              | 買掛金<br>未払金 | 577<br>10     |
| 子会社 | アイホンS.A.S.                | フ ラ ン ス<br>リ ッ セ | 7<br>百万ユーロ   | 卸 売 業          | 所有<br>直接<br>100.0%    | 当社製品<br>の販売   | 製品の販売<br>等     | 1,870              | 売掛金        | 558           |

#### (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

### (2) 役員及び個人主要株主等

| 種 類 | 会社等の名称<br>または氏名 | 所 在 地 | 資 本 金<br>出 資 | 事業の内容<br>または職業 | 議決権の<br>所有(被所<br>有)割合 | 関連当事者<br>との関係       | 取引の内容         | 取 引 金 額<br>(百 万 円) | 科 目 | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-----------------|-------|--------------|----------------|-----------------------|---------------------|---------------|--------------------|-----|---------------|
| 役 員 | 石 田 喜 樹         | —     | —            | 当社監査役          | —                     | 特許出願に<br>関する手続<br>等 | 弁理士報酬<br>等の支払 | 27                 | 未払金 | 2             |

#### (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 弁理士報酬については、一般的な取引条件を考慮しながら、交渉の上で決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,922円18銭

(2) 1株当たり当期純利益 106円38銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年4月30日

アイホン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 服 部 則 夫 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 今 泉 誠 ㊞   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイホン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイホン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年4月30日

アイホン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 服 部 則 夫 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 今 泉 誠 ㊞   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイホン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第三号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第三号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、且つ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年4月30日

アイホン株式会社 監査役会

常勤監査役 梶 田 良 貴 ㊟

社外監査役 坂 浦 正 輝 ㊟

社外監査役 立 岡 亘 ㊟

社外監査役 石 田 喜 樹 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策と位置づけており、長期的な視点に立った安定的な配当を継続することに努めるとともに、今後の事業展開等を勘案し、実施することとしております。

当期の期末配当につきましては、普通配当金15円に記念配当金（創立65周年記念）3円を加え18円といたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金18円      総額336,994,434円

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### ① 増加する剰余金の項目とその額

研究開発積立金      100,000,000円

配当積立金      50,000,000円

別途積立金      300,000,000円

##### ② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金      450,000,000円

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役岡田 修氏は平成25年4月30日をもって辞任しております。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)          | 略 歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | いちかわ しゅうさく<br>市 川 周 作<br>(昭和28年2月9日) | 昭和50年4月 当社入社<br>昭和60年5月 当社取締役商品企画室長<br>昭和61年2月 当社取締役豊田工場長<br>昭和62年2月 当社取締役営業本部長<br>昭和62年5月 当社代表取締役社長<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>アイホンコーポレーションの取締役<br>アイホンS. A. S. の取締役<br>アイホンP T E. の取締役<br>愛峰（上海）貿易有限公司の取締役<br>アイホンコミュニケーションズ(タイランド)の取締役<br>愛峰香港有限公司の取締役<br>アイホンコミュニケーションズ(ベトナム)の取締役会長 | 543,802株          |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)            | 略 歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | て ら お ひろのり<br>寺 尾 浩 典<br>(昭和29年10月25日) | <p>昭和52年4月 当社入社</p> <p>平成15年4月 当社関西ブロック長</p> <p>平成19年4月 当社営業副本部長西日本担当</p> <p>平成19年6月 当社執行役員営業副本部長西日本担当</p> <p>平成21年4月 当社執行役員営業本部長</p> <p>平成21年6月 当社取締役営業本部長、商品企画室担当</p> <p>平成22年4月 当社取締役営業本部長兼集合リ<br/>ニューアル推進部長、商品企画<br/>室担当</p> <p>平成23年4月 当社取締役営業本部長、商品企<br/>画室担当</p> <p>平成25年5月 当社取締役営業本部長兼市場開<br/>発部長、商品企画室担当</p> <p>現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>愛峰（上海）貿易有限公司の監査役</p> | 7,740株            |
| 3          | ひ ら こ あつお<br>平 児 敦 夫<br>(昭和34年6月24日)   | <p>昭和58年4月 当社入社</p> <p>平成18年4月 当社生産副本部長兼生産管理部長</p> <p>平成20年4月 当社生産本部長</p> <p>平成20年6月 当社執行役員生産本部長</p> <p>平成21年6月 当社取締役生産本部長、コール<br/>センター担当</p> <p>平成23年4月 当社取締役技術本部長、生産本<br/>部担当、品質保証部担当、コー<br/>ルセンター担当</p> <p>現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>アイホンコミュニケーションズ(タイランド)の取締役</p> <p>愛峰香港有限公司の取締役</p> <p>アイホンコミュニケーションズ(ベトナム)の監査役</p>                                               | 5,325株            |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                     | 略 歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4          | わ だ たつる<br>和 田 健<br>(昭和32年 2 月22日)         | 昭和54年 4 月 当社入社<br>平成19年 4 月 当社総務部長兼情報システム部長<br>平成21年 4 月 当社執行役員総務部長兼情報システム部長<br>平成22年 4 月 当社総務部長兼情報システム部長<br>平成22年 6 月 当社取締役総務部長兼情報システム部長<br>平成23年 4 月 当社取締役管理本部長兼総務部長<br>現在に至る                                                            | 6,965株            |
| ※<br>5     | い り た に まさあき<br>入 谷 正 章<br>(昭和25年 1 月 4 日) | 昭和51年 4 月 弁護士登録 (入谷法律事務所入所)<br>平成16年 6 月 中部電力株式会社社外監査役<br>平成18年 6 月 東海ゴム工業株式会社社外監査役<br>平成20年 4 月 愛知県弁護士会会長<br>平成20年 4 月 日本弁護士連合会副会長<br>平成21年 4 月 中部弁護士連合会理事長<br>(重要な兼職の状況)<br>入谷法律事務所所長<br>東海ゴム工業株式会社社外取締役<br>株式会社中央製作所社外監査役<br>愛知県公安委員会委員 | 0株                |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 入谷正章氏は、社外取締役候補者であります。
4. 入谷正章氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンス経営に活かしていただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまでの社外取締役及び社外監査役としての経験を活かし、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 当社は、入谷正章氏が選任された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
6. 入谷正章氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

当社は、平成19年6月28日開催の第49回定時株主総会（以下、「第49回定時株主総会」といいます。）において株主の皆様よりご承認いただき導入しました、一定の当社株券等を大量に買付けようとする行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）に関する対応方針につきまして、平成22年6月29日開催の第52回定時株主総会（以下、「第52回定時株主総会」といいます。）にて、その内容を一部変更の上で、継続することをご承認いただきました（以下、第52回定時株主総会において継続が承認された対応方針を「旧対応方針」といいます。）。

旧対応方針は、平成25年6月27日開催予定の当社第55回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までを有効期限としておりますが、当社は、旧対応方針につきまして、その後の情勢変化等も勘案しつつ、企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。

かかる検討の結果、平成25年5月8日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様にご承認いただくことを条件として、旧対応方針を一部変更の上で（以下、旧対応方針を一部変更したものを「本対応方針」といいます。）、継続することを全取締役の賛成により決定いたしました。当社取締役会は、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を防止するためには、旧対応方針から本対応方針への一部変更及び本対応方針を継続する必要があるものと判断し、本議案において、旧対応方針から本対応方針への一部変更及び本対応方針の継続についての株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、旧対応方針から本対応方針への一部変更及び本対応方針の継続を決定した当社取締役会には、監査役4名（うち3名は社外監査役）が出席し、独立委員会の委員を兼務している坂浦監査役1名を除く3名の監査役からは、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、旧対応方針から本対応方針への一部変更及び本対応方針の継続に同意する旨の意見が述べられております（なお、独立委員会の委員を兼務している坂浦監査役は、継続判断の中立性・独立性を確保するため当該取締役会の議場から退席し、審議には参加しておりません。）。

また、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本対応方針の有効期間は、平成28年6月開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとなります。

今回の旧対応方針から本対応方針への一部変更においては、以下の見直しを行っております。

- 1 本対応方針の対象となる大規模買付行為の定義を一部変更いたしました。
- 2 本対応方針に定められた手続に基づいて、当社が、大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）より追加的に情報提供を受ける期間について、独立委員会が大規模買付者より最初に情報を受領した日から60日間とし、また、当該期間の延長について、上限を10日間といたしました。
- 3 表現の修正等その他所要の修正をいたしました。

#### 1. 当社及び当社グループにおける企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上のための取り組み

当社は昭和23年の創業以来、インターホンを中心とした通信機器の専門メーカーとして、「自分の仕事に責任を持って 他人に迷惑をかけるな」という経営理念の下、自社ブランドを基本とし、当社以外に国内生産子会社1社、海外販売子会社4社、海外生産子会社2社、海外委託生産の管理会社1社を有し、開発から生産・販売・アフターサービスに至るまでを一貫して行うことで、お客様に満足していただける商品づくりを行ってまいりました。

そして、経営ビジョン「コミュニケーションとセキュリティの技術で社会に貢献する」の下、「新しい安心をかたちに」をスローガンとして掲げ、ユーザーの一人おひとりのお手元に新しい安心を実感できる商品をお届けすることで、社会に貢献しております。

インターホンは建物の付帯設備のひとつとして、戸建住宅、集合住宅などの住宅用からテナントビル、病院向けの業務用まで幅広く設置され、現在では建物内で必要とされる通信設備としての地位を確立していると考えております。また、近年ではテレビモニターを内蔵した商品や火災警報器、ガス警報器と連動した商品など、通信という側面だけではなく防犯・防災設備としても認知されております。

当社の直接の販売先は、日本国内においては電材商社、家電商社、通信工事業者等ではありますが、その先のハウスメーカー、デベロッパー、設計事務所などに対しても、全国に営業担当者を配置してきめ細かい提案活動を行い、インターホンの普及、市場の拡大に努めており、インターホン業界におけるリーディングカンパニーとして事業に取り組むとともに、取引先からも厚い信頼をいただいていると考えております。

しかしながら、リーマン・ブラザーズの経営破綻に端を発した国際的な金融危機は実体経済に波及し需要の低迷を招き、特に日本国内の新設住宅着工戸数が大幅に減少したことは、当社の業績に多大な影響を及ぼしました。そこで当社では、こうした市場環境の変化の影響を受けにくい体制とするために、従来の新築住宅市場に偏った売上構成を見直し、リニューアル市場や海外市場への売上を拡大することでバランスのとれた経営を進めるなど、商品戦略や投資などにおいて、選択と集中を進めております。

具体的には、リニューアル市場における営業力を強化するために、当社と協力してリニューアル営業を進めるための代理店・特約店である“アイホンリニューアルパートナー”制度を構築し、市場情報を共有するとともに、リニューアル専任の社員により見積りから受注そして納入までをしっかりと管理することで、きめ細かい営業戦略を推進しております。また、海外市場においては、世界約70カ国に輸出するとともに、重点市場であるアメリカ、ヨーロッパ、シンガポール及び中国においては、現地の販売子会社を通じて積極的に販売を行っております。これらの戦略を推し進め、全売上のうち新築市場の売上を40%、リニューアルと海外市場の売上をそれぞれ30%とするバランスのとれた売上構成を目指してまいります。

当社は、お客様の様々なニーズに対応するため、専門性を活かし、標準品だけでも約1,500種類の商品を取り揃え、標準品では対応できないお客様に対してはオーダーメイドによる受注生産品をお届けしております。また、海外生産比率はタイ、中国及びベトナムを合わせて全体の3割を超え、グループ一体となつての生産性向上とコストダウンに努めております。

さらに、メーカーとしての責任を果たす上で欠かせないアフターサービスにつきましても、アイホンテクノショップと称するサービス代行店を国内で約120店配置し、お客様のご不便を最小限にとどめるよう努めております。

一方、最近では、独自開発はもちろんのこと、他の電機メーカー、住宅設備メーカー、情報サービス会社等とのアライアンスによる新システムの開発が活発化しておりますが、こうした動きは、従来よりも幅広いサービスが行える情報通信機器としてのインターホン機器の地位向上にもつながっております。こうしたアライアンスの増加の一因には当社が特定の資本系列に属していないことが挙げられます。

このような事業活動を永続的に行うことが当社及び当社グループの企業価値向上に資するものであると考えております。

## 2. 本対応方針継続の目的

当社では、本年4月から3カ年に及ぶ第5次中期経営計画の目指すべき方向として「利益体質の強化」を掲げ、その実現のため売上や生産のグローバル化を進めるとともに、情報通信の分野で伸展するネットワーク化に対応してまいります。

企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上を図るためには、上記の活動にご理解をいただくとともに、この中期経営計画を達成させることが不可欠であり、今後とも当社の事業活動に役員及び従業員一同が一致団結して邁進いたします所存でございます。

当社は上記のようなグループとしての企業活動を推し進め、当社企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上を目指す所存です。そのためには、創業以来蓄積された専門知識、経験及びノウハウ並びに国内外の顧客、取引先、地域社会、従業員等当社ステークホルダーとの間に築かれた信頼関係を維持することが不可欠であると考えております。

他方、わが国の資本市場においては、会社支配権の取得を意図して会社経営陣の事前の了承を得ることなく大量に株券等を買付けようとする事例が存在することも否定できません。

当社としては、たとえこのような大量に株券等を買付けようとする行為（以下、「株券等の大量買付け」といいます。）であろうと、当社企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上に資するものであれば、これを否定するつもりはなく、株券等の大量買付けに応じるか否かは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付けが当社企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上を妨げ、また、損なうことが明らかである場合、株券等の大量買付けに応じるか否かを株主の皆様が判断するにあたって必要な情報や時間を十分に与えない場合、また、株主の皆様に、株券等の大量買付けに応じることを事実上強要するおそれがある場合については、株主の皆様に対してその旨を明らかにする必要があります。

また、株主の皆様が株券等の大量買付けに応じるか否かの判断をするに際しては、株券等の大量買付けが当社及び当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーに与える影響を適切に把握していただく必要があると考えます。そのためには、株券等の大量買付けを行おうとする者から当該買付けを実際に行うに先立って当該買付けについての情報が提供された上で、十分な時間が確保されることが望ましいといえます。当社取締役会もまた、当社及び当社グループの企業価値を構成する様々な事項について株主の皆様へ情報を提供し、株券等の大量買付けを評価し、また、意見を述べる必要があると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、株主の皆様による十分な情報に基づいた適切な判断を可能とするためのルールが必要であると考えます。そこで、当社取締役会は、株券等の大量買付けのなかでも特に大規模買付行為についてのルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めることとし、第49回定時株主総会において、大規模買付行為に関する対応方針の導入につき株主の皆様にご承認をいただき、また、第52回定時株主総会において、旧対応方針の継続につき株主の皆様にご承認いただきました。その後、株券等の大量買付けをめぐる環境等に変化もございましたが、当社は、依然として、株主の皆様による十分な情報に基づいた適切な判断を可能とするためのルールが必要であると考えております。そこで、平成25年5月8日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、一部変更の上で、本対応方針を継続することを決議いたしました。

なお、平成25年3月31日現在における当社の大株主の状況は、参考資料1のとおりであり、また、現時点において、特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や買収提案を受けている事実はございません。

### 3. 本対応方針における大規模買付ルールの内容

#### (1) 本対応方針の対象となる大規模買付行為

本対応方針の対象となる大規模買付行為とは、以下の①ないし③のいずれかに該当する行為をいいます。

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）
- ③ 特定株主グループに属する当社株券等の保有者（注4）が、当該特定株主グループに属さない当社株券等の保有者との間で、当該特定株主グループに属さない当社株券等の保有者が当該特定株主グループに属する当社株券等の保有者の共同保有者（注5）に該当するに至るような合意その他の行為または当該特定株主グループに属さない当社株券等の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（以下、このような行為を「共同保有行為等」といい、当社株券等について、当該特定株主グループに属するすべての当社株券等の保有者と当該共同保有行為等を行った当社株券等の保有者との議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

注1：特定株主グループとは、当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）並びに当社株券

等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、  
(i) 特定株主グループが当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されます。）または(ii) 特定株主グループが当社株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとし  
ます。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

注4：株券等の保有者とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。

注5：共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。

## (2) 本対応方針における大規模買付ルールの概要

### ア 本対応方針における大規模買付ルール

本対応方針における大規模買付ルールの概要は、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会が開示された情報に基づいて当該大規模買付行為の評価・検討を行う期間を設け、かかる期間の経過した後大規模買付行為が開始されるとするものです。

具体的には、以下の手続となります。

### イ 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為に先立って当社取締役会に対し、株主の皆様による判断及び当社取締役会による評価・検討のための必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。とはいえ、大規模買付情報の範囲及び内容は、大規模買付行為の態様や内容如何により異なり得るものです。

そこで、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、まずは当社取締役会宛に、本対応方針における大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の誓約文言が記載された当社所定の書面（以下、「意向表明書」といいます。）を日本語にて作成していただき、これをご提出いただくこととします。

意向表明書には、①大規模買付者の氏名（大規模買付者が法人または組合等の団体である場合はその名称）、②住所（大規模買付者が法人または組合等の団体である場合はその本店または主たる事務所等の所在地）、③設立準拠法（大規模買付者が法人または組合等の団体である場合）、④代表者の氏名（大規模買付者が法人または組合等の団体である場合）、⑤日本国内における連絡先、⑥企図する大規模買付行為の概要、⑦大規模買付者が現に保有する当社株券等の数及び今後取得予定の当社株券等の数並びに⑧本対応方針における大規模買付ルールに従う旨の誓

約を記載していただきます。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提出があった場合、当社取締役会から独立委員会に対して、直ちにその内容について情報提供するほか、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断した時点で、内容の全部または適切と認める一部の事項について、株主の皆様に公表いたします。

当社取締役会が、この意向表明書の提出を受けた日の翌日から起算して10営業日以内に、当初提出していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付いたします。大規模買付者は、リストにて求められた大規模買付情報を記載した書面を日本語にて別途作成し、当社取締役会にご提出いただくこととします。

当社取締役会が提出を要請する大規模買付情報は、以下に掲げられた各項目を、その主たる内容としますが、その具体的な内容は大規模買付者の特性、想定される大規模買付行為の態様等により、異なる場合がございます。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要（具体的名称、資本構成、財務内容を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、関連する取引の仕組み並びに買付後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為に際して第三者との間に意思連絡がある場合にはその相手方及び内容
- ④ 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けにかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及び算定根拠等を含みます。）
- ⑤ 買付資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、当該資金の調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 現に保有する当社株券等に関する担保設定状況及び今後取得予定の当社株券等に関する担保設定の予定（予定している担保設定の方法

及び内容を含みます。)

- ⑦ 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策など当社企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上に関する方針・計画
- ⑧ 当社及び当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及び変更する場合にはその内容

大規模買付情報を受領したこと及び当社取締役会に提出された大規模買付情報の内容は、直ちに、当社取締役会から独立委員会に対して、情報提供されるほか、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断した時点で、その全部または一部を公表いたします。

当初提出していただいた情報について、当社取締役会が大規模買付情報として不十分であると判断した場合、当社取締役会は独立委員会にその旨及びその判断の理由を説明するものとし、独立委員会においても当該情報が大規模買付情報として不十分であると判断された場合には、当社取締役会は大規模買付者に対して、追加的に情報提供を求めるものとします。

この場合、大規模買付者には、当該期限までに求められた情報を記載した書面を日本語にて別途作成していただき、当社取締役会にご提出いただきます。当社取締役会は、大規模買付者から最初に大規模買付情報を独立委員会が受領した日から起算して60日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して追加的に情報を提出するよう求め、大規模買付者が求められた情報の提出を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）とし、情報提供期間が満了した場合、それまでに受領した情報が大規模買付情報として不十分であっても、直ちに情報提供期間が満了した旨を株主の皆様に公表します。ただし、大規模買付者から事前に合理的な理由に基づく延長を求められた場合には、当社取締役会は、必要に応じて10日間を限度に情報提供期間を延長することができるものとします。

なお、当社は、情報提供期間が満了する前であっても、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断したとき

には、直ちにその旨を株主の皆様に公表するとともに、大規模買付者に対して通知いたします（以下、「情報提供完了通知」といいます。）。また、当社は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断した時点において、大規模買付者から提供された情報の全部または一部のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、これを株主の皆様に公表いたします。

#### ウ 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った日から起算して、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等のすべての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価・検討、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上の観点から、大規模買付行為の評価及び検討、当社取締役会としての意見形成を行い、場合によっては代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものといたします。

その際、当社取締役会は、適宜必要に応じて、外部専門家等の助言を得ることといたします。

#### エ 独立委員会への諮問

当社取締役会は、本対応方針における大規模買付ルールが遵守されたか否か、また、本対応方針における大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かについて最終的な判断を行います。

その際、当社は、当社取締役会の判断から恣意の可能性を排除するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、これを当社取締役会の諮問のための機関とすることにいたします。

独立委員会の委員は、5名以内とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者

及び他社の取締役または執行役としての経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

継続時の独立委員会の委員は、3名とすることといたしますが、各委員の略歴につきましては、参考資料2をご参照ください。

#### 4. 当社取締役会による対抗措置

##### (1) 大規模買付者が本対応方針における大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が本対応方針における大規模買付ルールに違反した場合、当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てを行い、大規模買付行為に対抗する場合があります（以下、「対抗措置」といいます。）。

対抗措置としての新株予約権無償割当ての概要は、参考資料3に記載のとおりであり、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、行使期間及び取得条項等を設けることがあります。

##### (2) 大規模買付者が本対応方針における大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が本対応方針における大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為に反対する場合であっても、対抗措置はとらず、原則として、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うにとどめるものとします。大規模買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮いただいた上で、ご判断いただくことになります。

もっとも、本対応方針における大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと判断し、原則として対抗措置をとることといたします。

- ① 真に当社の会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で当社株券等を当社または当社グループに引き取らせる目的で行っている、または行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループの経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要顧客や取引先を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で行っていると判断される場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループの資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で行っていると判断される場合
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループの不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、処分利益で一時的に高配当させるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価急騰の機会を狙って株式を高値で売り抜ける目的で行っていると判断される場合
- ⑤ 最初の買付で、全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定することを宣言して行う公開買付け（いわゆる強圧的二段階買付け）等、当社株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、当社株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けが当然にこれに該当するわけではない。）

### (3) 対抗措置をとるにあたっての手續

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手續を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、大規模買付者が本対応方針における大規模買付ルールを遵守しているか否か並びに当該大規模買付行為が、当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かを判断し、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動す

るか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者が本対応方針における大規模買付ルールを遵守しているか否か並びに当該大規模買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かを判断し、最終的に対抗措置の発動の是非を決定するものとします。

さらに、当社取締役会が対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でない可能性が生じた場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を維持することの是非について、改めて独立委員会に具体的事情を情報提供した上で諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際しても、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと最終的に判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を中止または撤回するものとします。

## 5. 本対応方針の合理性及び公正性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足するものであり、合理性及び公正性が認められるものと考えております。また、経済産業省において設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に示された考え方にも沿った内容となっております。

(1) 当社企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上

本対応方針は、本議案上記2で述べたとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供とそれを判断する時間の確保を求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様の適切な判断を可能とするものであり、究極的には当社企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上を目的として導入するものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様並びに大規模買付者の予見可能性を高め、その適切な判断に資するべく、平成25年5月8日付で本対応方針を予め開示しております。

(3) 株主意思の尊重

当社は、本対応方針の導入について、第49回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております、その導入に株主の皆様のご意思が反映されています。

また、当社は、本対応方針導入後、3年ごとに、本対応方針の期間更新または廃止について、定時株主総会の承認議案として上程することにより、株主の皆様に対し、本対応方針の継続の是非をお諮りすることとしており、第52回定時株主総会において旧対応方針の継続について、ご承認いただきました。

さらに、本対応方針の有効期間中であっても、関係法令の整備等を踏まえ、企業価値・株主価値向上の観点から本対応方針を随時見直し、当社取締役会の決議により必要に応じて本対応方針を廃止または変更する場合があります。

なお、当社は、第49回定時株主総会において、取締役の任期を1年とする旨の定款変更を行っており本対応方針の廃止または変更は、毎年、当社株主総会において株主の皆様により選任された取締役によって構成される取締役会において決せられることとなります。

当社は、本対応方針が廃止され、または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

(4) 外部専門家等の意見の取得及び独立委員会の設置

当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で本対応方針の実施を行います。また、当社は独立委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものいたします。これらにより、当社取締役会の判断について恣意の可能性を排除し、また、客観性及び合理性がより強く担保されることとなります。

(5) デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、デッドハンド型（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお、廃止または不発動とすることができない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用しておりませんので、スローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応方針継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針継続時には、新株予約権無償割当ては行いません。したがって、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、上記の対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が法的権利または経済的利益の点において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付者については、結果的に、その法的権利または経済的利益の点において損失が発生する可能性があります。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生

日の前日までの間に新株予約権無償割当てを中止し、または新株予約権無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までに無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当てを行う場合、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当日及び割当基準日を公告いたしますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、当該基準日までに当社の株主名簿に記録されている必要があります。さらに、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。ただし、当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当該決定において定めた日をもって新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することがあり、この場合、株主の皆様（大規模買付者及び新株予約権を行使できない者等を除きます。）は新株予約権を行使するための財産の出資を行うことなく、当社より、当該新株予約権の取得の対価としての当社普通株式を受け取ることになります。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

## 7. その他

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向、金融商品取引所その他の公的機関の対応、会社法、金融商品取引法または各金融商品取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定・改廃にも引き続き注視して、当社企業価値及び株主共同の利益を確保並びに向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に代わる別途の方針の導入も含め、適切な措置を適宜講じてまいり所存です。

以 上

(参考資料 1)

## 大株主の状況

平成25年 3 月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです（千株未満は切捨て）。

| 氏 名                                         | 所有株式数<br>(千株) | 発行済株式総数<br>に対する所有株式<br>数の割合 (%) |
|---------------------------------------------|---------------|---------------------------------|
| イチカワ株式会社                                    | 2,250         | 10.88                           |
| いちごトラスト<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店)               | 2,208         | 10.68                           |
| アイホン従業員持株会                                  | 821           | 3.97                            |
| 株式会社みずほ銀行<br>(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)       | 726           | 3.51                            |
| 日本生命保険相互会社                                  | 613           | 2.96                            |
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社<br>(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) | 607           | 2.93                            |
| 市川周作                                        | 543           | 2.63                            |
| 第一生命保険株式会社<br>(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)      | 480           | 2.32                            |
| みずほ証券株式会社                                   | 466           | 2.25                            |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行                               | 404           | 1.95                            |
| 計                                           | 9,121         | 44.11                           |

(注) 1. 上記のほかに、自己株式1,952千株 (9.44%) がございます。

2. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下2位未満を切り捨てて表示しております。

以 上

(参考資料 2)

独立委員会の委員の略歴

本対応方針継続時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。  
(記載は氏名の50音順としています。)

入谷正章 (いりたに まさあき) 入谷法律事務所 所長

昭和51年4月 弁護士登録  
昭和53年7月 株式会社中央製作所 社外監査役 (現任)  
平成16年6月 中部電力株式会社 社外監査役  
平成18年6月 東海ゴム工業株式会社 社外監査役  
平成20年4月 愛知県弁護士会 会長  
平成20年4月 日本弁護士連合会 副会長  
平成21年4月 中部弁護士連合会 理事長  
平成23年6月 東海ゴム工業株式会社 社外取締役 (現任)  
平成24年10月 愛知県公安委員会 委員 (現任)

(注) 入谷正章氏は、本定時株主総会において選任予定の社外取締役候補であります。

坂浦正輝 (さかうら まさき) 公認会計士坂浦正輝事務所 代表

昭和50年10月 公認会計士登録  
平成5年6月 トランコム株式会社 社外監査役  
平成12年6月 当社 社外監査役 (現任)  
平成19年7月 公認会計士坂浦正輝事務所 代表 (現任)

鈴木正慶 (すずき まさよし) 中部大学 研究支援センター 客員教授

平成14年7月 中部大学 経営情報学部経営学科 教授  
平成14年7月 同 ベンチャー・マネジメントスクール センター長  
平成15年7月 同 産業経済研究所 所長  
平成19年4月 同 経営大学院 教授  
平成19年5月 株式会社明治安田生活福祉研究所 所長  
平成24年4月 中部大学 研究支援センター 客員教授 (現任)

以 上

(参考資料 3)

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主に  
対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社株式を除く。）1株につき  
1個の割合で割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当  
たりの目的となる株式の数は1株とする。

3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

割当基準日における当社の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有  
する当社株式の数を除く。）を上限とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当  
たり1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者、その共同保有者及びその特別関係者並びに当該大規模買付行  
為に際し大規模買付者が第三者との間に意思連絡関係を有する場合における当  
該第三者（当該第三者の共同保有者及び特別関係者を含む。）は、新株予約権  
を行使できない。

7. 取得条項

当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者（ただし、上記  
6.において新株予約権を行使することができない者を除く。）に対して、当

社が新株予約権を取得するのと引換えに、新株予約権 1 個当たり当社普通株式 1 株を上限として交付することができるものとする。

また、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が新株予約権を無償で取得することができるものとする。

#### 8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 9. 本概要は、実際に対抗措置の発動として新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において変更され得るものとする。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

## 第55回定時株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市熱田区神野町二丁目18番地

アイホン株式会社本社 2 号館 1 階会議室

電話 (052) 682-6191 (代)

交通：地下鉄名港線日比野駅下車

(②番出口より徒歩約5分)



※駐車場の設備がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。